

## 第4章

# 地域福祉を進めるために (みんなで取り組むこと)

本計画は、誰もが地域において自分らしくいきいきと生活できるよう、公私協働による新たな支え合いの仕組みづくりを目指すものです。

そのため、地域福祉の担い手となるそれぞれが、「市民一人ひとりが取り組むこと(自助)」、「地域で協力して取り組むこと(共助)」、「行政等が取り組むこと(公助)」の役割や機能の理解を深め、連携、協働して地域づくりを進めていく必要があります。

第4章では、今後の施策の展開を、「市民自ら又は市民が地域の中で協力して取り組むこと(地域の取り組み)」、「社会福祉協議会が中心になって取り組むこと(社会福祉協議会の取り組み)」、「行政が市民や社会福祉協議会等と連携、協働して取り組むこと(市の取り組み)」に分類して、それぞれの役割が明らかなるように示しています。



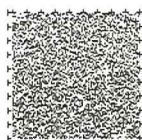
## 基本目標 1 みんなでたすけあい、支え合える地域づくり

### 重点 施策

### (1) 福祉教育(学習)を充実し、支え合いの意識を 高めます

#### 【現状と課題】

- 子どもの頃から、福祉施設での体験学習や交流を通じて高齢者や障がい者などへの理解を深め、人を思いやり、支え合う気持ちを育てていくことが重要です。市内の各小中学校では、ボランティアや社会福祉協議会の協力を得ながら、総合的な学習の時間を中心に手話、車イスなど福祉体験学習や福祉教育に取り組んでいます。
- また、福祉協力校の指定や市内の福祉施設等において、ボランティア体験プログラムを実施していますが、各世代で福祉について学習する機会が少なく、ボランティア活動をしたことがあると答えた方の割合は26.9%と少なく、福祉に対する意識の啓発に努める必要があります。
- 高齢者やボランティアに関する児童生徒の活動に対しては、今後さらに学校や地域での啓発活動及び実践活動を充実させる必要があります。アンケート調査にもあったように授業以外の場においては十分な対応ができないことも見られるため、学校と福祉関連施設との連携、協力体制の充実が必要です。
- 市内では、公民館などを利用して生涯学習活動が活発に行われています。今後は、地域づくりに生かせる学習の場や機会を提供し、団塊の世代\*などあらゆる世代が地域福祉の担い手となる人材づくりを進めていく必要があります。
- 福祉に対する関心を高め、人権尊重と相互扶助の大切さへの理解をより一層深められるよう、学校教育や生涯学習などあらゆる機会を通じて、地域での支え合いの意識の向上と心のバリアフリーを啓発していく必要があります。



### 【アンケートでの意見】

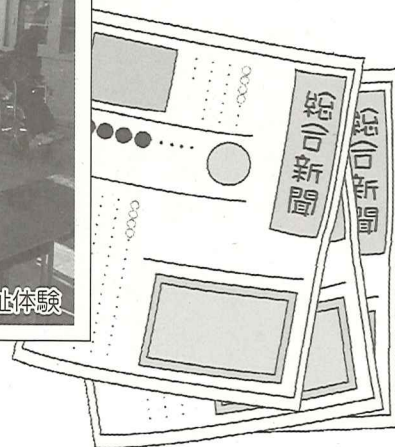
- ・ 小学校からの福祉教育、福祉の学習（実習）を行う。
- ・ 団塊世代がもっと地域貢献できるシステムづくりが必要。
- ・ 定年男性が活動できるような場、活動を考え、参加のアピールを。
- ・ 高齢者等が小学校へ行き、子どもとのコミュニケーションを図る。
- ・ 近所に子どもと高齢者が交流できるようなシステムが必要。
- ・ 近所の人との心の交流、ふれあいが必要との基本認識を深める。

### 【ワークショップでの意見】

- ・ 高齢者や障がい児のことを、周りの人も理解できるような環境をつくれたらよい。
- ・ 認知症の方への理解を深めて、支援する。
- ・ 依頼されない人が福祉活動をすると、他人からおかしな目で見られることがある。
- ・ ワークショップ等を定期的に行い、介護等の勉強会などもやれたらよい。
- ・ 障がい者施設が地域にあるが交流が少ないので、地域の人々の理解が進むようにする。
- ・ 企業も福祉の理解が必要。



小中学校における福祉体験





## 《地域の取り組み》

- ☆基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努め、学習機会に参加しましょう。
- ☆バリアフリーやノーマライゼーション※について理解を深めましょう。
- ☆学びを通じて現在の地域課題を知り、その学んだ成果を地域づくりに生かしましょう。
- ☆ボランティアとして自己の持つ技能・知識を生かして、学校現場等で子どもたちに学校では学べないことを教え伝えましょう。

## 《社会福祉協議会の取り組み(施策・事業)》

① 学校での福祉教育の協力
子どもの頃から福祉に対する理解と関心を高め、福祉の心の育成や地域社会との連帯意識を育むことを目的として、市内の小中学校で行われる福祉教育やボランティア体験学習の実施に協力します。
② 福祉教育の推進・学校との連携の強化
子どもたちがボランティア活動へ関心を持ち、参加意識を高められるよう、福祉教育の推進を図ります。また、福祉協力校に指定し活動費の助成を行うことによって学校との連携を強化します。
③ 福祉用具の貸出
虚弱な高齢者や心身障がい者等の理解を図るため、高齢者疑似体験セット等の貸出を行い、学校での福祉教育の推進を支援します。
④ 地域での福祉教育の実施
子どもから大人まで福祉に対する理解と関心を高め、地域支え合いの意識の向上を図るため、地域福祉ボランティア講座や福祉のまちづくり講座、介護力アップ講座を開催します。 また、障がいについての理解を深め、誰もが暮らしやすい地域づくりを進めるため、地域の特別支援学校※等と連携して事業を実施します。





〈市の取り組み(施策・事業)〉

〈主な担当課〉

① 児童・生徒に対する福祉教育の充実

社会福祉協議会や福祉施設と連携し、総合的な学習の時間などを活用して小中学校での福祉教育やボランティア活動など体験学習を推進し、豊かな人間性を育む教育の充実を図ります。

〈指導課〉

② 人権教育・啓発の推進

学校における人権教育の充実を図るため、人権尊重の精神を養うことを目的とする教育活動を推進します。また、地域、家庭、学校、企業などと連携を図りながら、あらゆる場を通じて、人権教育及び人権啓発を積極的に推進します。

〈指導課・人権推進課〉

③ 地域福祉に対する市民意識の向上と学習機会の充実

地域福祉に関心を持つ人を増やし、地域で助け合い、支え合いの気持ちを醸成することが大切です。そのため、高齢者大学\*や市民大学\*、放課後子ども教室\*など生涯学習の場や交流活動を通じて、団塊の世代\*などあらゆる世代が地域福祉の担い手や推進役となる人材づくりを進めます。

〈生涯学習課・社会福祉課・関係課〉

④ 生涯学習出前講座\*の充実

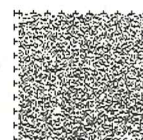
市民の生涯学習・地域福祉について学習する機会をより多くの方に提供できるよう、講座内容の一層の充実と周知に努めます。

〈生涯学習課・社会福祉課・関係課〉

⑤ 男女共同参画の視点をもった意識啓発の充実

男女が地域社会の対等な構成員として、自らの意思により、あらゆる分野に参画でき、共に責任を分かちあうために、意思決定の場や諸活動に積極的に参画するよう、意識啓発を図ります。

〈人権推進課〉



**重点  
施策**

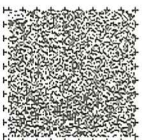
**(2) ふれあいと交流を大切にすることを進めます**

**【現状と課題】**

- 近年、地域のつながりの希薄化や価値観の多様化により、コミュニティ機能を担ってきた自治会・町内会や老人クラブなどの地縁組織は、活動の担い手や後継者不足などの課題を抱えています。本市では、久喜区域、菖蒲区域、栗橋区域、鷺宮区域にコミュニティ推進協議会が組織されています。鷺宮区域では、小学校区を単位とした地区コミュニティ協議会が組織され、それぞれの地域に密着した様々な活動が展開されています。
- アンケート調査やワークショップでは、日頃からあいさつに心がけ、あいさつや声かけから顔見知りの関係をつくり、人と人のつながりのある地域をつくっていくことが必要との意見が多く寄せられています。
- 地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくるためには、隣近所や顔が見える身近な地域でのつきあいを深め、人と人とのふれあいや交流を大切にしたコミュニティ活動の活性化がより一層求められています。
- そのため、多くの人が気軽に集まり交流することができる機会や場をつくり、また、地域福祉活動を支える人材づくりを進める必要があります。

**【アンケートでの意見】**

- ・自治会を活用し、自然体で長期的に行える仕組みづくりが大切。
- ・住民同士のつながりを持てる場を増やす。
- ・地域の人々が自由に出入りでき、井戸端会議のように話ができる場所の確保。
- ・多くの人々が一つでも参加できるような助け合いの場をつくり、行政が支える。
- ・小さい子から高齢者まで参加できるイベント。交流できる行事。
- ・アパートの多い地域、婦人会があれば友達ができる。
- ・新しく住まれる方の地域活動の参加も大切。
- ・子どもと散歩していて出会った人にあいさつをするようにしている。
- ・地域の人々と積極的に関わる。まずは身近なところからあいさつをはじめ。
- ・普段付き合いのない人にはちょっとしたことでも気軽に頼めない。





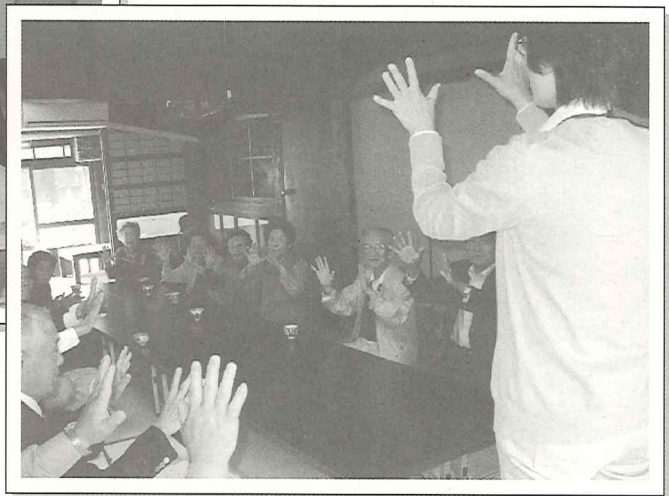
【ワークショップでの意見】

- ・ものを言い合える地域づくり。例えば、よその子どもでもしかれる地域で子育てする環境を整える。
- ・そば打ち、野菜作りと地元への販売などを通じて、お年寄りとの交流。
- ・男性のグループづくりも必要。退職後の閉じこもり、趣味の仲間づくり、表へ引っ張りだす。
- ・世代間交流、地域の行事を引き継ぐ。世話人を地域におく。
- ・地域のコミュニケーションを築く…心をいたわり、横の関係づくり。
- ・区長、民生委員の連絡先を全員に知らせる。高齢者にも見やすい回覧づくり。
- ・子どもが少ない。結婚しない人も増えている。お見合いの場をつくったらどうか。
- ・顔を合わす機会を増やし、コミュニケーションを増やしたらよい（草むしり、祭り、防犯パトロールなど）。
- ・お年寄りの声かけ、あいさつ運動から見えてくることもある。
- ・気長に根気よく見守り、近所で声をかける。気軽に集まれるサロンもよい。
- ・近所での協力体制づくりは、地域の催しもの、老人会、あいさつ・声かけなど、住民の地道な活動と居場所づくりから始まる。近所の交流や見守り活動など地道なところから進めたらよい。
- ・子どもからあいさつされた時は「ありがとう」と言ってから返す、時間はかかるけど積み重ねが大切。子どもを通じたつながりも必要。
- ・いきいきサロンをやっているが、出てこられない人は民生委員が訪問する。



コミュニティソーシャルワーク  
実践者養成研修INくき

ふれあい・いきいきサロン





## 《地域の取り組み》

- ☆あいさつや声かけから顔見知りの関係をつくりましょう。
- ☆住民同士がふれあい、交流を深めるようなつきあいを心がけましょう。
- ☆地域の行事に積極的に参加し地域社会の一員として地域への関心を高めましょう。
- ☆自治会や老人クラブなどに参加し、コミュニティ活動に取り組みましょう。
- ☆地域で起きている課題や福祉に関心を持ち、協力し合える地域をつくりましょう。
- ☆高齢者や子ども、障がいのある方など誰もが気軽に集まれるサロンなど、交流の場をつくりましょう。

## 《社会福祉協議会の取り組み(施策・事業)》

### ① コミュニティソーシャルワーク※機能の充実

生活する上で課題を抱える方の個別支援にあたっては、地域住民をはじめ多職種協働によるネットワークづくりや社会資源の開発などの実践力が求められます。そのため、必要な研修を実施し、コミュニティソーシャルワーク機能の充実を図ります。

### ② 小地域福祉活動※の推進

身近な地域に住民同士で、ふれあい・いきいきサロン※を開設して運営していけるよう支援します。

### ③ 出前サロンの実施

小地域福祉活動の推進者連絡会議を開催し、ふれあい・いきいきサロンの立上げや運営のサポートを行います。また、サロンが必要な地域や場所へ社会福祉協議会の専門職員が出向き出前サロンを開催、地域課題の発見とサロンが地域に根付くよう働きかけます。

### ④ 地域福祉活動を支える人材づくり

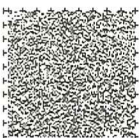
地域福祉ボランティア養成講座や社協の福祉のまちづくり講座など様々なニーズに対応した研修を開催し、地域福祉の担い手となる人材の育成に努めます。

### ⑤ 情報発信の充実

社協だより・各種チラシの作成配布のほか、市と連携して広報くきや社協・市のホームページを活用した情報発信を行います。また、新たな情報発信方法を検討します。

### ⑥ イベント用備品貸出事業

イベント用備品を会員や自治会の希望者に貸出し、地域住民のイベント活動など、コミュニティ活動を支援します。



⑦ 婚活支援事業の実施

地域住民の出会いの機会を企画し、結婚を希望していても機会の少ない男女に出会いの場を提供します。

《市の取り組み(施策・事業)》

〈主な担当課〉

① コミュニティ活動の活性化支援

地域コミュニティを形成するコミュニティ協議会や自治会、老人クラブなど、地域活動を担う団体に対する支援やコミュニティ祭りなど地域固有の活動に対する支援を充実し、市民相互の交流と連帯感を高め、コミュニティ活動の活性化を図ります。

また、地域のコミュニティ組織の設立を支援するとともに、コミュニティ組織の連携を図ります。

〈自治振興課・社会福祉課〉

② 地域住民のふれあいと交流の場となる活動拠点づくり

地域住民が気軽に集まり、ふれあいと交流の場となる活動拠点としてコミュニティセンターの整備及び維持管理を行うとともに、学校や集会施設など公共施設、地域の集会施設など民間施設の活用を図り、活動拠点づくりを進めます。

〈自治振興課・関係課〉

③ 地域福祉活動を支える人材の発掘・育成

社会福祉協議会や関係団体と連携し、地域づくりに意欲があり、地域で活動するリーダーとして期待される人材の発掘、育成に努めます。

〈社会福祉課・関係課〉

④ 計画の周知と地域福祉活動の情報発信

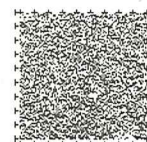
地域福祉に対する市民の理解を進め計画の周知を図るため、地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要版作成やホームページ、出前講座などを通じて地域の行事やイベント情報、地域福祉活動事例などを積極的に情報発信します。

〈社会福祉課・関係課〉

⑤ 市民との協働によるまちづくりの推進

市民参加コーナーの設置やホームページ等を通じて、市民参加に関する情報を積極的に提供します。また、職員の意識啓発を図りながら、地域コミュニティや市民の参画する様々な組織、団体と連携、協働して、協働のまちづくりを進めます。

〈自治振興課・関係課〉





重点  
施策

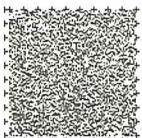
(3) ボランティア活動・NPO活動をより活発にします

【現状と課題】

- 社会福祉協議会が運営するボランティアセンター※では、各種講座の開設やボランティア団体への助成、相談・助言、体験学習、情報収集・広報活動、交流の場づくりなど、市民のボランティア活動を総合的に支援しています。
- 各ボランティア団体では、活動の担い手の固定化や高齢化、後継者不足が懸念されています。ボランティア活動の活性化のため、新たな参加者を増やし、幅広い年齢層から人材を発掘し、活動リーダーの育成も必要となっています。
- 本市は、市民活動推進条例※を制定し、NPO活動など市民の主体的な公益活動の支援を行っています。市内にあるNPOは、福祉サービスをはじめとする公益活動を展開しています。福祉分野で活動する団体では、連絡会が組織されるなど団体間の連携が強化されつつあります。
- ひとり暮らしや高齢者のみ世帯、子育て世帯の中には、地域社会から孤立し、支援を必要とする世帯が増加しています。今後、ますます多様化する市民の生活課題に対して適切な支援を行っていくには、市と社会福祉協議会が連携してボランティアやNPO等が担う地域福祉活動に対する支援の充実を図る必要があります。また、ボランティアやNPO等の特性を生かしながら連携、協働を地域で進めていく必要があります。

【アンケートでの意見】

- ・住民参加、地域住民との協働、ボランティア活動のサポート体制が大切。
- ・支援活動をしている団体や個人に対して行政の応援が心強い。
- ・気軽に参加できる体験ボランティア。親子、家族で参加できるボランティア。
- ・ボランティアの人材育成に力をいれる。しっかりとしたリーダー作り。
- ・有償で行うボランティアからスタートする。ボランティア貯金。
- ・高齢、健康でボランティアに参加したい人が多い。ポイント制を考える。
- ・ボランティアの高齢化、若い人が参加できるような企画も大切。
- ・家事支援、送迎など目的ごとのボランティアの組織づくり。





【ワークショップでの意見】

- ・ ボランティア手帳（カード）を活用する。子どもや親の参加、交流。
- ・ ボランティア活動を理解してもらい、地域の人に発信していく。
- ・ 結果がみえるボランティアは、取り組みやすい。
- ・ 子どもの興味のあるイベントを開き、交流の場を広げる。
- ・ おせっかいやきがないのかもしれないが、お世話好きはいる。  
ただし、お互いの気持ちがわからないと「余計なことをして…」といわれる。



ボランティア体験プログラム



## 《地域の取り組み》

- ☆親子でボランティアを体験して活動のはじめの一歩とし、ボランティアについて一緒に考える機会をつくりましょう。
- ☆子ども会や学校、地域の行事など、身近な活動でボランティアに参加できるよう、広く呼びかけましょう。
- ☆地域ぐるみでボランティア活動に気軽に取り組めるような、コミュニケーションを深めましょう。
- ☆地域の男女がボランティアや市民活動について関心を持てるような学習の機会を持ち、積極的に参加できるようにしましょう。

## 《社会福祉協議会の取り組み(施策・事業)》

### ① ボランティアセンターの事業推進、機能強化

ボランティアを身近に感じていただき、今後のボランティア活動へつながるよう、ボランティア体験学習事業や各種講座を企画、運営します。また、ボランティア活動を支援するため、わかりやすい情報を提供し、相談機能や連絡調整機能を強化します。

### ② ボランティア養成講座の開催

新たなボランティアを発掘・育成するため、ボランティア養成講座等を開催します。  
(地域福祉ボランティア養成講座 点訳ボランティア養成講座 ガイドヘルプボランティア養成講座 朗読ボランティア養成講座 おもちゃ病院ボランティア養成講座 精神保健ボランティア養成講座 傾聴ボランティア養成講座、ボランティア体験プログラム事業など)

### ③ ボランティア活動への支援、協力、助成

個人や団体が安心してボランティア活動を継続できるよう相談・支援、活動費等の助成を行います。

### ④ ボランティア人材の育成

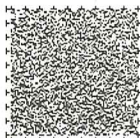
情報交換の場として、ボランティア団体等の代表者会議やボランティア懇談会を開催し、活動を推進するとともにボランティア人材の育成、リーダーの養成を図ります。

### ⑤ くき元気サービス※の推進

地域住民同士がお互いさまの気持ちで、ちょっとした困りごとを解消するお手伝いをすることで、地域支え合いの仕組みづくりを推進します。

### ⑥ 事業者との協働の推進

事業者も地域の一員として地域活動に積極的に参加していただくための意識啓発を図り、事業者との協働を推進します。



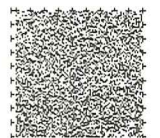


⑦ NPO との協働
福祉サービスを主な活動分野とするNPOとの協働を進めます。
⑧ ボランティアをPRするイベントの開催
ボランティアについての理解を深めるため、日頃の活動をPRするイベントを開催します。

〈市の取り組み(施策・事業)〉

〈主な担当課〉

① ボランティア、NPO 等市民活動団体への支援
ボランティアや NPO 等は、公的サービスでは対応の難しい地域の生活課題や市民ニーズに柔軟に対応した活動を行っています。このような活動に対して、市民活動推進基金 <sup>*</sup> 及び福祉基金 <sup>*</sup> を活用し、支援を行います。 〈自治振興課・社会福祉課・総合支所福祉課〉
② ボランティアの育成支援
社会福祉協議会と連携して、多様化する福祉課題や市民ニーズに合った各種ボランティア養成講座を開催し、地域福祉活動の担い手となるボランティアや活動のリーダーとなる人材の育成を図ります。 〈社会福祉課・福祉部関係課〉
③ ボランティア、NPO との連携、協働の推進
高齢者の介護予防や子育て支援をはじめ、市の各分野の事務事業の推進に、多くの市民がボランティアや NPO として協力しています。今後更に、ボランティアや NPO との連携、協働を推進しながら、新たなサービスの開発やサービスの充実を図ります。 〈福祉部関係課・関係課〉
④ ボランティアセンター活動事業への支援
ボランティア活動をしたい方とその支援を必要とする方を円滑に結び援助関係をつくるには、調整役となるボランティアコーディネーター <sup>*</sup> の役割が重要です。そのため、ボランティア活動の相談窓口となる社会福祉協議会が運営するボランティアセンター活動事業への支援の充実を図ります。 〈社会福祉課・障がい者福祉課〉
⑤ ボランティア活動に関する情報提供の充実
市民がボランティアに参加しやすい環境をつくるため、広報紙やホームページ、公共施設の掲示板などを活用し、社会福祉協議会と連携してボランティア活動に関する情報提供の充実を図ります。 〈社会福祉課・総合支所福祉課・自治振興課〉





**重点  
施策**

## (4) 地域をまとめる福祉ネットワークをつくります

### 【現状と課題】

- 地域で行われている町内会活動等への参加は高齢者が多く、若い世代の参加が少ない状況です。地域活動に対して自分たちの生活課題解決のための活動という共通認識が薄く、地域の構成員としての意識の向上が必要です。
- 核家族化や少子化が進む中、世代間交流が少なくなってきました。地域によっては、各種の交流事業などを通じて子どもから高齢者まで世代を超えてふれあえる機会を催しています。
- 世代間の交流は、支え合いの地域づくりを進めていく上でも、また、子育て支援や高齢者の生きがい活動の一環としても重要であるため、より多くの市民の参加を求めながら事業の継続的な実施が必要です。
- 地域福祉の推進にあたっては、地域コミュニティやボランティア・NPO、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉関係機関、社会福祉協議会、行政など様々な活動主体が協力し、地域の生活課題の解決に向けた取り組みを行っていくことが重要になっています。このため、設立目的や組織、運営などが異なる多様な活動団体が、それぞれの特性を生かしながら、地域の活性化並びに地域の生活課題の共有及び解決に向け、協働するネットワークづくりが求められています。
- 地域福祉を進める上でネットワークのキーパーソンとなるコミュニティソーシャルワーカー※の必要性が増しています。公的福祉サービスや地域の支え合い活動を調整して支援を必要とする人に結びつけ、また、行政や関係機関等と連携を図り新たなサービスの開発を行うなど、地域福祉コーディネーター※の役割を担います。

### 【アンケートでの意見】

- ・行政と関連団体の連絡を密にする。
- ・地域住民同士の支え合い、民生委員、社協の連携が必要。
- ・狭い地域で集中的に試行錯誤して一つの策を作り、育て広げる。
- ・民生委員のみでなく地域に多くいる健康なお年寄りに手伝ってもらおう。
- ・民生委員の活動を補助するボランティアのシステムが必要。民生委員の養成。



【ワークショップでの意見】

- ・老人クラブ、民生委員、子ども会など連携を取り、地域のイベントに参加できるようにする。
- ・ひとり暮らしの高齢者が多いので、学童、老人会、保育園、いきいきサロン等の連携と調整が必要。
- ・個別のサークルや団体活動をつなげる仕組みを作る。横のネットワークは大切。
- ・自主防災組織の協働を進め、世代を超えて参加する。自治会、民生委員、区長と一緒に話せる場をもつ。
- ・近所の人が心配な人に気づいたら、民生委員などへ連絡する体制づくりが必要。
- ・サロン間の交流をして、より充実させた方がよい。
- ・懇談会を開催し、出席者が少なくても大切、顔見知りを増やすことが目的。
- ・地域とのかかわりを拒否している人と、どのようにかかわりをもつかが課題
- ・地域にも「地域福祉コーディネーター」を置いたらよい。



地域福祉推進のためのワークショップ



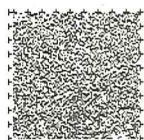


## 《地域の取り組み》

- ☆地域社会の一員として地域活動に参加できる機会を増やし、地域住民が地域への関心を高めるようなコミュニティ活動に取り組んでいきましょう。
- ☆かつての井戸端会議のように気軽に話ができる場所づくりに取り組みましょう。
- ☆関係機関や関係団体等と連携して、助け合い、支え合いの地域社会をつくりましょう。

## 《社会福祉協議会の取り組み(施策・事業)》

① 地域福祉推進担当者(コミュニティソーシャルワーカー)の配置
公的福祉サービスや地域の支え合い活動を調整して、支援を必要とする人に結びつけるコミュニティソーシャルワーカーを地区ごとに配置し、横断的なネットワークの確立を目指します。
② 地区社協の組織化
地区社協の組織化を目指し、きめこまやかで、地域の特性を活かした小地域単位での支え合いのまちづくりの醸成に努めます。
③ 世代間交流事業の促進
世代間交流事業など同世代や異世代間で交流できる機会を増やしていけるよう、関係機関・関係団体等と連携して取り組んでいきます。
④ 地域活動に関する意識啓発
年齢等に関わらず、地域への関心を高め、地域活動につながるような意識の啓発に努めます。
⑤ ワークショップの定期開催
民生委員・児童委員や区長をはじめ、地域で活動する地域福祉推進者等と共に、地域ごとの課題や現状について話し合う機会として、ワークショップを定期的で開催します。
⑥ (仮称)福祉委員の配置
地域住民の参加による地域福祉活動の展開を図るため、小地域における地域福祉活動のリーダーとして(仮称)福祉委員を配置し、民生委員・児童委員や区長・自治会・町内会等との連携により、福祉課題の解決にあたるボランティア活動を推進します。





⑦ 社会福祉協議会発展・強化計画の策定

社会福祉協議会は、社会福祉法人としての使命や理念、目標を明確にし、その実現に向けた事業、組織、財政等に関する具体的な取り組みを明らかにし、社会福祉法に明記された「地域福祉の推進団体」としての責務を果たすための計画の策定に取り組みます。

《市の取り組み(施策・事業)》

〈主な担当課〉

① 社会福祉協議会への支援と連携強化

地域福祉を推進するための中核的役割を担う組織として社会福祉協議会を位置づけ、その活動を担う専門職など人材の確保や活動拠点など基盤整備に対して支援します。また、社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉活動の活性化を図ります。

〈社会福祉課・総合支所福祉課〉

② 民生委員・児童委員活動への支援の充実

福祉課題の多様化や支援を必要とする世帯の増加により、地域の身近な相談援助窓口として民生委員・児童委員の役割はますます重要になっています。

そのため、地域の課題を共有するなど、より積極的な情報交換や情報提供の充実を図り、活動が円滑に行われるよう支援します。

〈社会福祉課・福祉部関係課・中央保健センター〉

③ 福祉ネットワークの構築への支援

地域福祉の推進にあたっては、自治会や老人クラブ、婦人会、母子愛育会など地域活動団体と、ボランティア・NPO、保健・医療・福祉関係事業者、関係機関など様々な活動主体が、協力し合っていくことが重要です。

そのため、活動主体間の交流や連携の促進を図るため、各地区における福祉ネットワークの構築に向けた社会福祉協議会の取り組みを支援します。

〈社会福祉課・関係課〉

④ 地域福祉推進担当職員の配置

福祉ネットワークの構築に向け、社会福祉協議会と連携して地域福祉を推進する、コミュニティソーシャルワークを担う職員を配置します。

〈社会福祉課・総合支所福祉課〉



## 基本目標2 誰もが安心して暮らせる地域づくり

### 重点 施策

#### (1) 災害時要援護者の支援体制をつくります

##### 【現状と課題】

- アンケート調査によると、「地域で問題と感じていること」では、「住民同士の交流や理解の不足」、「災害など非常時での協力体制」などが上位にあげられています。また、近所で心配な方や困っている家庭があった場合に手伝えることでは、「見守りや声かけ」に次いで、「災害など緊急時の手助け」が多くなっています。東日本大震災前に実施した調査結果ですが、大災害への備えに多くの方が不安を感じていることが伺えます。
- 災害発生時には、行政の支援が迅速に地域へ行き届かないことが予想され、地域での助け合いが重要となります。被害を最小限に抑えるためには、普段から市民の防災に対する意識の高揚と地域の連帯感が不可欠です。特に、ひとり暮らし高齢者や障がい者など災害時に自力で避難することが困難な方に対する支援のあり方が大きな課題となっています。
- 行政、地域住民、関係団体、関係機関、社会福祉協議会等が連携し、地域における防災体制を整備するとともに、災害時要援護者の安否確認、避難誘導などを円滑に行うことができる体制の整備が急がれます。
- 日本赤十字社や社会福祉協議会では、災害救護をはじめとする地域ニーズに応じた社会福祉活動等に幅広く参加、協力しているNPOやボランティアの活動に対する支援に努めています。
- 災害発生時における被害の軽減を図るため、地域の防災体制の確立とともに自主的な活動を行うNPOやボランティアが災害時に迅速かつ的確に活動できるよう、社会福祉協議会等に協力を要請していく必要があります。

##### 【アンケートでの意見】

- ・災害時の備えとして地域で避難訓練やご近所の声かけ、顔合わせが大切。
- ・災害時に地域住民の協力や備えの意識を高められる関係づくり。
- ・災害時に協力ができるシステム。災害など緊急時に対応できる人の育成が必要。
- ・支援の必要な人を把握し、登録してある公の人が支援していく形が必要。

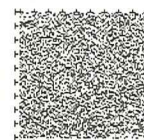
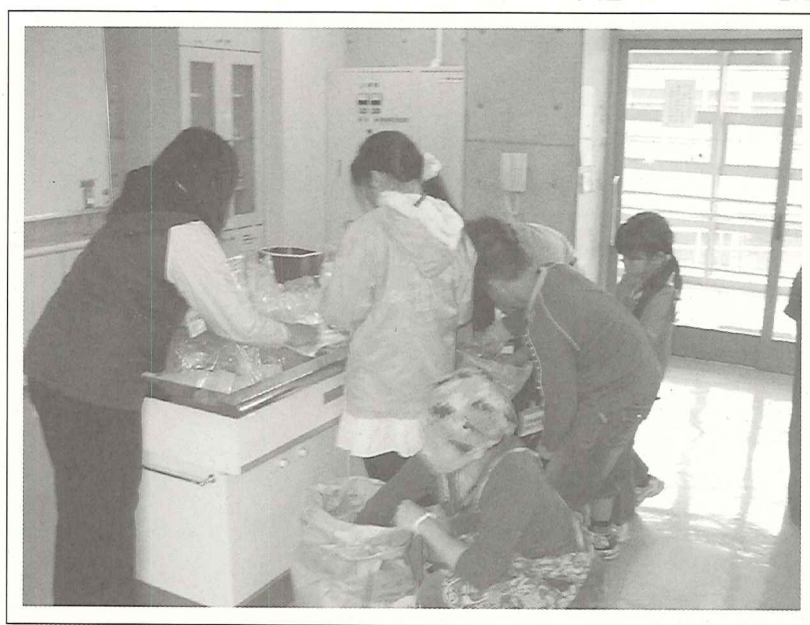




【ワークショップでの意見】

- ・ 防災訓練にみんなが出る。近所で避難場所を決める。
- ・ 自主防災組織も必要。普段からの訓練も必要。
- ・ 緊急時に動ける組織をつくる。住民から役所ではなく、地域に区長、民生委員、近所の協力で組織をつくる。
- ・ 支援の必要な人の災害時マップ作り。
- ・ 災害時の対応として、まずどこに逃げるかを確認する。
- ・ あんしんカードを配る。

災害ボランティア活動



## 《地域の取り組み》

- ☆「自らの命は自らで守る」という「自助」の意識をもちましょう。
- ☆平常時から家具の固定や非常持出品、備蓄品の準備などの防災対策をしましょう。
- ☆避難所、避難場所等の確認や地域等で行う防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ☆自主防災組織の結成などにより、日頃から要援護者を見守り、災害時には安否確認や避難誘導等の支援に努めましょう。
- ☆災害時に安全に避難する避難経路を示したマップを作りましょう。

## 《社会福祉協議会の取り組み(施策・事業)》

### ① あんしんカード\*設置事業の推進

災害や体調の変化等により緊急事態が発生し、地域住民自身が救急出動を依頼する場合などに備え、あんしんカード又はあんしんカード携帯版を作成配布し、日常生活上の安全確保を図れるよう支援します。また、消防組合との連携を強化します。

### ② 災害ボランティア\*講座の開催

災害ボランティア養成講座を開催し、ボランティアコーディネーターの養成及びボランティアの育成を行い、災害時に備えた人材育成を図ります。

### ③ 災害ボランティアセンターの体制づくり

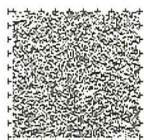
災害時を想定し、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を定期的に行い、緊急時に対応ができるような体制をつくります。

### ④ 災害時要援護者への対応講習会の開催

ひとり暮らし高齢者や障がい者など災害時要援護者といわれる方に対して基礎的な対応の仕方についての講習会等を開催し、支援する人も支援される人も災害時に安心して行動ができるようにします。

### ⑤ マップ作りの支援

地域で支援体制のマップ作りを行う際には、安全な避難経路の確認や支援方法について地域と一緒にいきます。





《市の取り組み(施策・事業)》

〈主な担当課〉

<p>① 自主防災組織*の育成支援</p>
<p>地域防災計画に基づき安心して暮らせる総合的な防災対策を推進するとともに、地域防災力の向上のため自主防災組織の結成及び育成・強化し、地域の防災活動を支援します。                  消防防災課・関係課</p>
<p>② 防災・防犯に関する情報提供の充実</p>
<p>防災行政無線*の運営や防災行政無線情報メール*による迅速な情報発信、ハザードマップ*の作成などにより情報提供の充実を図ります。                  消防防災課・関係課</p>
<p>③ 要援護者見守り支援の充実</p>
<p>要援護者が常日頃から見守られ、また、災害時には地域で安否確認などの支援が受けられるよう、災害時要援護者台帳*の整備を進め、地域の支援団体（区長会、民生委員・児童委員協議会・自主防災組織）に提供します。                  社会福祉課・福祉部関係課・関係課</p>
<p>④ 避難支援計画の策定</p>
<p>災害時要援護者情報の共有をはじめ、情報伝達や避難誘導、避難所における支援、関係機関の連携などについて災害時要援護者の避難支援のあり方を具体化する計画を策定します。                  社会福祉課・総合支所福祉課・消防防災課</p>
<p>⑤ 災害時要援護者に配慮した避難所</p>
<p>避難所生活における食事やトイレ、介助者の配置、生活物資の供給など、障がい者、高齢者、乳幼児等に配慮した避難所のあり方を検討します。                  消防防災課・福祉部及び健康増進部関係課</p>
<p>⑥ 福祉避難所の指定推進</p>
<p>各施設管理者と協議し、市内の公共施設や民間福祉施設を災害時の福祉避難所として指定の推進を図り、災害時に施設関係者や関係機関・関係団体と連携して、要援護者の避難生活を支援します。                  消防防災課・福祉部及び健康増進部関係課</p>
<p>⑦ 災害ボランティアの受け入れと支援</p>
<p>社会福祉協議会と連携して、災害時におけるボランティアの受け入れ体制と平常時からのネットワークづくりなど、支援方策の確立を図ります。                  自治振興課・福祉部及び健康増進部関係課</p>



重点  
施策

(2) 地域の見守り体制を強化します

【現状と課題】

- 地域のつながりが希薄化する中、介護や子育てのストレスなどに起因する虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス※）、孤独死などが社会問題となっています。本市でも、高齢者や児童の虐待の事例が増えています。また、地域社会から孤立し、生活課題を抱えていても福祉サービスや地域の支援などが届かない世帯が増える傾向にあります。
- 高齢者虐待については、市内5か所（久喜西地区、久喜東地区、菖蒲地区、栗橋地区、鷲宮地区）に設置した地域包括支援センター※が民生委員・児童委員や関係機関等と連携し、虐待の早期発見に努め、深刻化しないよう高齢者の見守りや介護者の支援活動を行っています。また、虐待を受ける高齢者には認知症の方が多いことから、地域において認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る支援者の協力が必要となります。
- 児童を取り巻く環境も、世帯構成の変化、生活様式の変化、都市化の進行などとともに大きく変化しています。子育て家庭の不安の増大や児童虐待の増加など児童に関わる諸問題も、関係機関の連携による対応が重要であり、さまざまな場面で各分野の連携が求められています。
- 児童虐待については、乳幼児や保護者の相談支援を行いながら早期発見と早期対応に努めています。また、要保護児童対策地域協議会を設置して関係機関が連携し、適切な支援を行っています。
- 不審者情報等が流れる中、子どもの犯罪被害防止に向け、地域が一体となった安全・安心対策を進めていく必要があります。
- また、振り込め詐欺など、高齢者などが犯罪被害や消費者トラブルに遭う事例が多く報告されています。被害を未然に防ぐため、関係機関や福祉サービス事業者、地域と連携して啓発活動に努める必要があります。



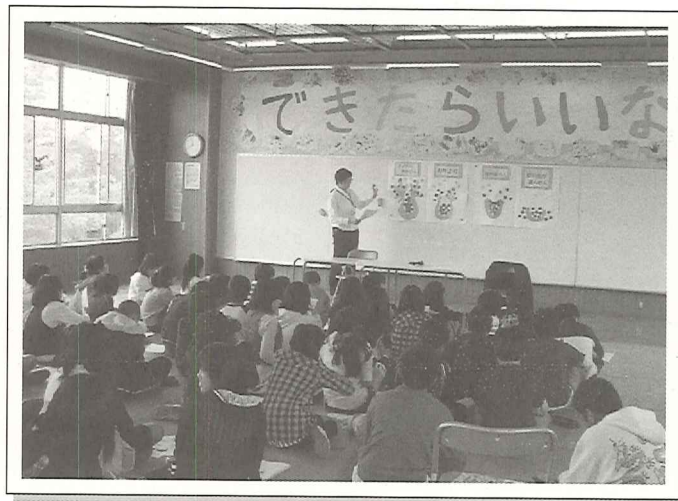


【アンケートでの意見】

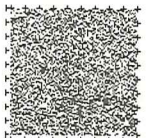
- ・ひとり暮らしの方の安否確認、話し相手、見守りの強化が必要。
- ・徘徊する認知症高齢者に対して地域の理解と協力が必要。
- ・悩みをもつ子育て家庭への子育て経験者による支援。
- ・防犯パトロール、不審者対策。

【ワークショップでの意見】

- ・散歩途中の見守り。テレビがついているか電気がついているかの確認。
- ・結婚しない子どもや単身者が増え、孤独の問題が顕在化。
- ・支援の必要な人のマップ作りを公的なところから示してほしい。
- ・あんしん見守り委員を作る（社協）。
- ・地域との付き合いがなく、かかわりにくいひとり暮らしの方が増えている。
- ・地域のコミュニケーションが必要。ひとり暮らしの人とつながりをつくり、いきがいを高められるような小さな集会があったらよい。
- ・認知症の理解を深め、認知症のいる方の家族で集まれる場を作る。
- ・地域防犯体制の強化。
- ・子どもたちと一緒に帰り、見守りをする 것도大切。
- ・あんしんカードを全域に広げる。
- ・子どもと親の交流が少ない。大人同士が打ち解けない。以前は、ママ友もできた。また、仕事をしている母親も多く子どもを一人で留守番させていて心配。



認知症サポーター養成講座



## 《地域の取り組み》

- ☆隣同士や近所を散歩する方などが、あいさつや声かけから顔見知りの関係をつくりましょう。そして、子どもや認知症の方などを見守りながら、安心して生活できる地域をつくりましょう。
- ☆気軽に集まり、孤立しがちな高齢者や子育て世代が楽しみながら交流する、ふれあい・いきいきサロンや子育てサロンなどを運営してみましょう。
- ☆サロンの運営を通じて顔見知りの方を増やし、地域で見守りや支援ができることを共に考え、要援護者等の支援マップ作りなどを目指しましょう。
- ☆高齢者や児童等の虐待防止と早期発見に協力しましょう。

## 《社会福祉協議会の取り組み(施策・事業)》

① 認知症サポーター養成講座※の開催
認知症の人やその家族が安心して暮らせるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を支えるために、多くの認知症サポーターを養成し、無理なく地域において見守り活動が行えるようにします。
② あんしんカード設置事業の推進（再掲）
災害や体調の変化等により緊急事態が発生し、地域住民自身が救急出動を依頼する場合などに備え、あんしんカード又はあんしんカード携帯版を作成配布し、日常生活上の安全確保を図れるよう支援します。また、消防組合との連携を強化します。
③ 地域包括支援センターの運営
地域で暮らす高齢者がいつまでも健やかに、住みなれた地域で生活できることをめざして、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーの専門職が保健・医療・福祉など様々な面から総合的に高齢者の支援を行っていきます。 さらに、連携の強化と役割の明確化を図るため、社会福祉協議会との連絡会を定期的（おおむね一か月に一回程度）に開催します。
④ 介護支援専門員（ケアマネジャー※）連絡会の運営
市内で活動する居宅介護支援事業所の連絡会の事務局を運営して多機関と連携するとともに、地域に関する情報提供や種々の提案をします。
⑤ 各種審議会・協議会等への参加
地域における市民の多様なニーズに対応し地域福祉を推進するため、保健・医療・福祉その他の関係機関の連携に努め、各種審議会・協議会等へ参加します。

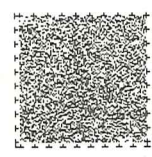




《市の取り組み(施策・事業)》

〈主な担当課〉

<p>① 高齢者・障がい者の虐待防止の取り組みの充実</p>
<p>高齢者・障がい者の虐待防止に向け、研修会の開催や啓発用冊子の作成配布など市民への啓発活動を進めます。また、地域包括支援センター等による相談活動のほか、地域の関係機関・関係団体と連携して見守り、介護者の支援活動の充実を図ります。                  〈介護福祉課・障がい者福祉課・関係課〉</p>
<p>② 児童の虐待防止の取り組みの充実</p>
<p>児童虐待の防止と早期発見を図るため、講演会や啓発用冊子の作成配布など市民への啓発活動を進めます。また、要保護児童の適切な支援を図るため、関係機関・関係団体による要保護児童対策地域協議会を設置し、連携を深め、情報の共有等により児童虐待の防止と適切な対応に努めます。                  〈子育て支援課・関係課〉</p>
<p>③ 認知症高齢者対策の推進</p>
<p>認知症に対する正しい理解を深めるため、講演会や認知症サポーター養成講座の開催、啓発用冊子・市独自の認知症チェックシートを作成配布し、市民への啓発活動を行います。また、保健・医療・福祉の関係機関と地域の連携によるネットワークを構築し、社会福祉協議会と連携して相談・支援体制の充実を図ります。                  〈介護福祉課・関係課〉</p>
<p>④ ひとり暮らし高齢者等の見守り活動の充実</p>
<p>ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がい者など福祉サービスや地域の支援を必要としている方を把握するため、要援護者見守り支援事業*を推進し、民生委員・児童委員や地域の支援者と連携して見守り活動の充実を図ります。〈社会福祉課・福祉部関係課〉</p>
<p>⑤ 地域防犯推進体制の充実</p>
<p>防犯協会や警察など関係機関と連携して犯罪の未然防止を進めるとともに、防犯推進大会の開催や地域安全活動週間などの街頭啓発活動により、市民の防犯意識の高揚を図ります。また、児童・生徒の安全確保のため、通学路巡回パトロールや小学校安全監視員の配置、子どもレディース 110番*の家の設置拡充を図り、地域防犯推進体制の充実を図ります。                  〈生活安全課・学務課〉</p>
<p>⑥ 防犯に関する情報提供の充実</p>
<p>防災行政無線や防災行政無線情報メールを活用し、迅速な情報発信など情報提供の充実を図ります。                  〈生活安全課・関係課〉</p>
<p>⑦ 消費生活相談の充実</p>
<p>高額商品の勧誘やリフォーム詐欺など高齢者等を狙った悪徳商法の被害を未然に防止するため、広報紙の掲載や消費生活講座の開催、地域の消費生活関係団体と連携して、市民への周知啓発を行います。また、契約上のトラブルなどを抱えている市民を支援するため、消費生活相談の充実を図ります。                  〈生活安全課〉</p>

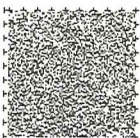


重点  
施策

(3) 高齢者や障がい者、子育て世帯の地域生活を  
支援します

【現状と課題】

- 誰もが住みなれた地域で安心して生活できるようにするためには、総合的な支援が必要です。今後も地域の支え合い等で担いきれない問題は、行政が責任を持って対応できるよう、健康福祉分野の行政計画に基づき、公的福祉サービスの質と量を確保充実していく必要があります。
- 介護保険制度\*の導入に伴い、要介護（要支援）の高齢者には、介護支援専門員（ケアマネジャー）が保健・医療・福祉の各種サービスを結び付けるケアマネジメント\*を実施しています。障がい者福祉の分野でも、地域における生活を支援するため、教育や就労なども含めた幅広い相談に応じ、サービスを総合的に提供できるよう、障がい者のケアマネジメントの推進が求められています。
- 社会福祉協議会では、行政が提供する公的福祉サービスの谷間にあって日常生活を送る上で必要な支援を受けられない方などを対象に、様々な在宅福祉サービスを提供しています。また、障がい者支援施設\*（けやきの木、くりの木）の管理運営を市から受託し、障がい者の地域生活を支援しています。
- 市民の福祉ニーズに合った多様なサービスの提供は、行政や民間事業者のみならず、NPOなど多様な主体が事業に参加することにより実現が可能となります。そこで、できるだけ多くの民間事業者やNPOが事業主体として参加できる環境を整備するなど、福祉に関連する事業を育成し、発展させることが求められます。
- アンケート調査によると、高齢、障がい、子育てなど近所で困っている家庭があった場合に手伝えることでは、「見守りや声かけ」が63.3%と最も多く、次いで、「災害など緊急時の手助け」「話し相手」「ちょっとした手伝い」「ごみ出し」「買い物手伝い」の順になっています。また、自由意見では、買い物や通院の送り迎えなど外出時の支援や、高齢者や障がい者の移動手段の確保として市内循環バスなど公共交通に関する意見が多く寄せられています。
- 今後も、支援を必要としている方が地域で安心して生活ができるように、行政、社会福祉協議会、民間事業者、民生委員・児童委員、NPO・ボランティア、地域住民など地域福祉の担い手がそれぞれの役割を分担し、連携を進めながら、支援していくことが重要です。



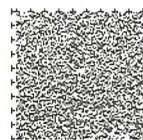


【アンケートでの意見】

- ・話し相手。気軽に話せる電話サービス。
- ・買い物代行や御用聞きサービス。
- ・食事の宅配サービス、食事会。短時間の手伝いをしてほしい。
- ・電球の交換、家具の移動など、ちょっとしたことを手助けしてもらえるサービス。
- ・高齢者等の買い物、通院等日常の足の確保。
- ・市内循環バスを多くしてほしい。
- ・高齢者や障がい者のための市内巡回自動車。
- ・支所までのアクセスが悪い。駅の近くに子育て支援センターを。
- ・保育所の送迎や子育ての手伝い。
- ・子育て世代が身近に気軽に集まれる場所。
- ・子どもの一時預かり。
- ・健康づくりプログラムの提供。
- ・介護予防運動などの体力づくりの機会や健康増進施設。
- ・介護老人ホームを増やす。
- ・戸別のごみ収集。
- ・禁煙エリアを広げてほしい。

【ワークショップでの意見】

- ・困った時に助けてもらう人（近所の人）を決めておく。
- ・移送サービス、福祉車両の貸出を利用できるように、認知してもらうように努力する。
- ・医療・介護の支援・買い物代行業を障がい者やひとり暮らし高齢者へ。
- ・子育て支援、学習支援。
- ・空き集会所の利用で、いきいきデイがあるが、各地区歩ける距離で社協のサロンのようなものがあるとよい。
- ・高齢者のひとり暮らしが多いが、元気な高齢者へのサービスがない。
- ・コミュニケーションの場の提供が必要。



## 《地域の取り組み》

- ☆あいさつや声かけから顔見知りの関係をつくり、高齢者や障がいのある方をはじめ住民同士がふれあいや交流できる機会をつくり、お互いの理解を深めましょう。
- ☆健康づくりやいきがづくり、社会参加の機会（各種講座・教室や地域行事、イベントなど）を積極的に利用しましょう。
- ☆高齢や障がいなどで閉じこもりがちの方が外出や社会参加、地域との交流が持てるような支援について考え、実践しましょう。
- ☆住民参加型サービスや地域支え合いの仕組み（くき元気サービス）を活用して、支援を必要としている方のお手伝いをしましょう。

## 《社会福祉協議会の取り組み(施策・事業)》

### ① 相互理解を深めるための講習会の開催

高齢や障がい、子育て中における困りごとや必要な支援など、お互いの理解を深めるための講習会を開催します。

### ② 社会参加・交流の充実

ふれあい・いきいきサロンの運営支援やふれあいバス旅行を実施し、日頃、お住まいの地域における交流や外出の機会の少ない方の社会参加の機会を広げます。

### ③ 住民参加型サービスの実施

地域住民が自発的・主体的に参加し、公的サービスだけでは賅いきれない地域の福祉ニーズを解決するため、住民参加型サービス（ふれあい食事サービス※、ふれあい電話サービス※、福祉有償運送※）を実施します。

### ④ くき元気サービスの推進（再掲）

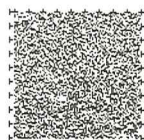
地域住民同士がお互いさまの気持ちで、ちょっとした困りごとを解消するお手伝いをすることで、地域支え合いの仕組みづくりを推進します。

### ⑤ 在宅福祉事業の実施

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、また、介護・育児支援として各種在宅福祉事業（福祉車両貸出、福祉用具等貸出、赤ちゃん用品券配布、紙おむつ配付）を実施します。

### ⑥ 障がい者支援施設の運営

心身の障がいにより社会参加が困難な方に対し、必要な自立訓練、生産活動等を行う施設（けやきの木、くりの木）の管理運営を市から受託し、地域生活を支援します。





⑦ 制度に基づく在宅福祉サービスの提供

介護保険法・障害者自立支援法に基づくサービスを提供し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

《市の取り組み(施策・事業)》

＜主な担当課＞

① 高齢者福祉施策の充実

高齢者が住みなれた地域や家庭で安心して生活を送ることができるよう高齢者福祉計画・介護保険事業計画を推進するとともに、地域の交流活動や支え合い活動と連携して、社会参加やいきがづくり、日常生活の見守り支援など充実を図ります。

＜介護福祉課・関係課＞

② 障がい者福祉施策の充実

障がいのある方が地域や家庭で安心して生活を送ることができるよう障がい者計画・障がい福祉計画を推進します。また、ボランティア活動や NPO 活動と連携して、地域ぐるみで重層的なサービス提供体制の構築を図ります。

＜障がい者福祉課・関係課＞

③ 子育て支援施策の充実

子どものしあわせを育むまちづくりを目指して、次世代育成支援行動計画後期計画を推進し、各種相談機能の充実や子育て支援のネットワークづくりの推進、保育所・児童館・児童センターの整備・充実及び各種子育て支援事業の充実を図ります。また、地域と連携して子どもを生み育てやすい環境づくりに取り組みます。

＜子育て支援課・保育課・関係課＞

④ 健康づくりの推進

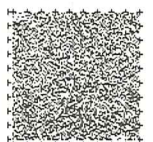
生涯を通して、すべての市民が健康に暮らすことができるよう健康増進計画を推進するとともに、健康づくりの意識啓発、健康教育や健康相談事業等の充実に努めます。また、介護保険の介護予防事業をはじめ市民の健康づくりを様々な面から支援するボランティア団体等と協働し、健康づくり推進体制の整備を進めます。

＜健康医療課・中央保健センター・関係課＞

⑤ 公共交通の整備充実

現行の市内循環バスは、利用状況や利用者ニーズを踏まえ、適宜、運行体制を見直すとともに、市民の地域生活における利便性の向上を図ります。また、高齢者や障がい者などの交通弱者の移動手段を確保するとともに、近くにバス停などが無い公共交通不便地域における生活交通を確保するための、新たな公共交通システムの導入について検討を進めます。

＜企画政策課・生活安全課＞



**重点  
施策**

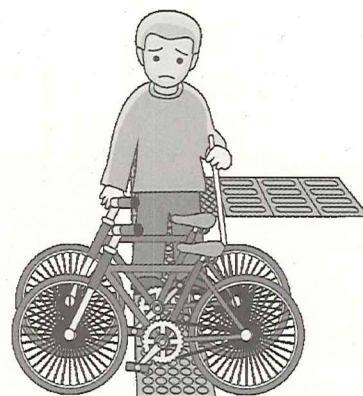
**(4) バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます**

**【現状と課題】**

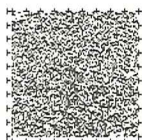
- 子どもや高齢者、障がい者などすべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし、自由に外出し、それぞれの能力を生かしながら、地域活動、学習活動、スポーツ・レクリエーション活動、就労などさまざまな活動に参加できることを望んでいます。
- 多くの人が利用する施設は、すべての市民が使いやすく快適なものになっていないかもしれません。バリアフリー化が進められてきましたが、まだ十分とはいえません。
- そのため、多くの市民が利用する道路、公園等公共施設や民間施設が誰にとっても安全で使いやすいものとなるようバリアフリー化を進める必要があります。また、ユニバーサルデザイン※をまちづくりに取り入れ、すべての人が快適で活動しやすい生活環境の整備を進めることが必要です。
- 本市は、地域集会所や個人商店等民間施設のバリアフリー化を進めるため、施設改修費の補助を行い、人にやさしいまちづくりを進めています。

**【アンケートでの意見】**

- ・バリアフリーが少ない。
- ・歩道は自転車通行不可にして歩きやすくする。
- ・ベンチをもっと多く置く。
- ・歩道の整備を進めてほしい。



放置自転車





### 《地域の取り組み》

- ☆バリアフリー、ユニバーサルデザインの理解を深めましょう。
- ☆歩行の障害となるものを道路上に置いたり、障がいのある方などのために設置された優先駐車スペースに駐車したりしないようにしましょう。
- ☆高齢者や障がいのある方が安心して外出できる地域をつくりましょう。

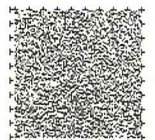
### 《社会福祉協議会の取り組み(施策・事業)》

- ① バリアフリーやユニバーサルデザインの情報提供  
バリアフリーに取り組んでいる店舗やユニバーサルデザインに関する情報を社協だより等で紹介し、暮らしやすい地域づくりのための情報提供を行います。
- ② 福祉用具の貸出  
心身障がい者や虚弱な高齢者等、福祉教育を推進する学校及び団体等を対象に、車イス等の福祉用具を貸出し、バリアフリーやノーマライゼーションについての理解を深められるよう啓発を図ります。

### 《市の取り組み(施策・事業)》

＜主な担当課＞

- ① 公共施設等のバリアフリー化の推進と支援  
多くの市民が利用する道路、公園、駅周辺等公共施設のバリアフリー化を推進します。また、地域集会所や個人商店等民間施設のバリアフリー化を促進するため支援します。  
＜建設部関係課・障がい者福祉課・関係課＞
- ② おもいやり駐車場制度\*の普及・啓発  
公共施設や民間施設には、身体に障がいのある方のための駐車場が整備されるようになりましたが、現状は必ずしも必要としない方がこのスペースを利用して、必要としている方が利用できない場合があります。そのため、市では、おもいやり駐車場制度の普及・啓発を図り、車イス使用者駐車施設の適正利用を進めます。  
＜障がい者福祉課＞
- ③ 鉄道駅等公共交通のバリアフリー化の促進  
鉄道駅や路線バス車両などの公共交通について、誰もが安全に利用しやすいように、関係事業者と連携してバリアフリー化を促進します。  
＜企画政策課・関係課＞
- ④ ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりの推進  
高齢者や障がい者だけでなく、すべての人が快適で活動しやすいユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを推進します。  
＜企画政策課・関係課＞



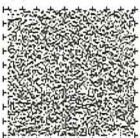
## 基本目標3 サービスを利用しやすい環境づくり

### 重点 施策

#### (1) わかりやすく行き届くように情報を提供します

##### 【現状と課題】

- アンケート調査では、「福祉サービスの内容がわからない」、「わかりやすく情報提供の工夫を」、「ボランティア活動の内容や参加方法がわからない」などの意見が多く寄せられています。福祉サービスやボランティアの相談窓口、活動内容などが、まだ十分に伝わっていない状況にあります。
- 市や社会福祉協議会では、広報紙やパンフレット、ホームページ等を通じて福祉サービスやボランティア情報等を発信していますが、さらに地域福祉の理解を深め、活動への参加につながるような情報内容の充実と提供方法の工夫が求められています。
- また、地域に積極的に出向き、地域とのコミュニケーションを深めながら、必要な情報が行きわたるような広報・啓発活動の充実も必要となります。
- 福祉サービスを担うのは人材であり、支援を必要とする方が地域で生活する様々な局面で適切なサービスを受けることができるよう、福祉に関心がある市民の発掘から、専門職の資質の向上まで、地域福祉に関する人材の幅広い育成が必要です。
- 市民の福祉ニーズに的確に対応するためには、多様な福祉サービスが提供される必要があります。例えば、高齢者の分野では、介護保険の適用されるサービスから介護保険適用外のサービスまで、さまざまなサービスが提供されており、利用者が自分に合ったサービスを選択し利用するためには、事業者やサービスの内容などに関する情報が適切に提供されることが必要です。今後とも、市民の福祉ニーズに合った福祉サービスの情報提供のあり方を検討していく必要があります。



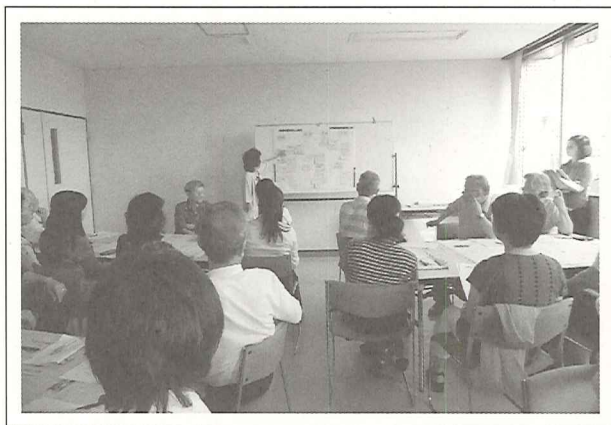


### 【アンケートでの意見】

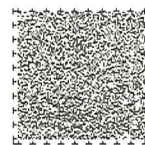
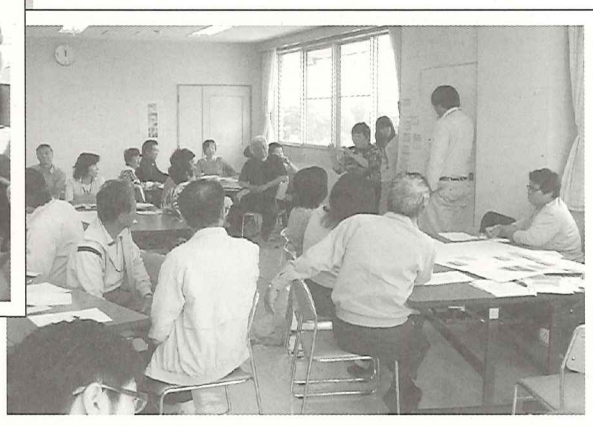
- ・ 地域福祉に関する情報発信を積極的に行う。
- ・ 地域福祉の全体像のわかる冊子。毎年冊子の配布。
- ・ わかりやすく情報提供の工夫を。
- ・ どんな福祉サービスがあるかわからない。
- ・ 若い世代に情報を伝えられるようにしてほしい。
- ・ 転入者にも地域福祉活動が身近になるように提供。
- ・ 駅や人の集まる所で目にとまりやすいように提供。
- ・ 地域で共有できるようなホームページの充実。
- ・ ボランティア情報を広報やホームページで常に流す。
- ・ 社協の存在、何をしている団体か広報する必要がある。
- ・ 利用者の感想、声を広く伝える。
- ・ プライバシー保護の下、必要な情報が得られない。

### 【ワークショップでの意見】

- ・ 社協にはサービスのPRがほしい。
- ・ 相談ができることを要支援者に教えてほしい。
- ・ 様々な周知方法を工夫する。広報・企画・集客力がポイント。
- ・ 高齢者には、文字を大きくした回覧等を配っている。
- ・ 高齢者向けの書類等は、文字が小さい。
- ・ 福祉のサービスを区長さんに情報提供。



地域福祉推進のためのワークショップ



## 《地域の取り組み》

- ☆地域福祉に関することに関心を持ち、市や社協からの情報の吸収に努めましょう。
- ☆福祉の講座や講習会に積極的に参加しましょう。
- ☆地域福祉の理解を深めて、地域で活動しやすい環境をつくりましょう。
- ☆地域福祉の情報を共有し、住民同士で情報を伝え合える環境をつくりましょう。
- ☆情報を得にくい方に対して手伝えることを考え、支援しましょう。

## 《社会福祉協議会の取り組み(施策・事業)》

### ① 福祉サービスや福祉団体に対する情報の積極的な提供

久喜市内外の居宅介護支援事業所で構成する連絡会を主催し、事務局を運営しています。連絡会では、行政や事業所から発信される情報の周知や情報交換を行っています。これにより、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）等の専門的知識が高められ、福祉サービス利用者に対するよりよい支援につなげていけるようにします。

### ② 市民にわかりやすい福祉情報の提供

社協事業のPRをはじめ、市内の身近な福祉情報を提供し、身近でわかりやすい福祉情報を提供します。また、情報提供のよりよい仕方について検討します。

- ・社協だより（年6回：全戸配布）
- ・ホームページ（随時更新）
- ・社協しおりや社協の便利帳等のわかりやすい冊子の作成

### ③ 社協の福祉のまちづくり講座の実施

社協職員が集会所等に出向き、社協事業や取り組み等の説明及び地域福祉・介護や介護予防・ボランティアなどの専門知識、技能を活かした講座や実技などの住民のニーズに合わせた講座を行い、また情報提供も行います。

### ④ 地域福祉活動計画概要版の作成

地域福祉活動計画の内容をわかりやすくまとめた冊子（概要版）を作成し、配布します。





《市の取り組み(施策・事業)》

〈主な担当課〉

① 広報くき・ホームページによる情報提供の充実

広報くきやホームページ、各種冊子など掲載方法を工夫し、市民にわかりやすく地域福祉に関する情報を提供します。  
〈福祉部関係課・関係課〉

② 地域福祉に関する情報内容の充実・発信

市民の地域福祉への関心と理解を深めるため、社会福祉協議会と連携して地域福祉に関する情報を収集し、福祉サービスやボランティアの情報内容の充実を図り、発信します。  
〈福祉部関係課・関係課〉

③ 生涯学習出前講座の充実（再掲）

市民の生涯学習・地域福祉について学習する機会をより多くの方に提供できるよう、講座内容の一層の充実と周知に努めます。  
〈生涯学習課・社会福祉課・関係課〉



**重点  
施策**

(2) 気軽に信頼できる相談体制をつくります

**【現状と課題】**

- いつでも、誰でも気軽に相談できる相談窓口が身近なところにあることにより、多くの問題解決が図られることから、それぞれの地域において相談体制を整えることが求められています。
- 現在、民生委員・児童委員が地域の相談窓口として活動しています。こうした活動の中で相談の内容によっては、地域の身近な相談窓口では対応できない場合や、緊急の対応が必要な場合などについては、専門機関につなげることができる相談体制を推進しています。
- 福祉ニーズが複雑化、多様化するなかで孤立やひきこもりなどサービス利用に結びつきにくい事案を発見する体制も必要となります。
- 地域で把握されたニーズに対して、専門的に対応できる保健・医療・福祉の相談体制を整備していく必要があります。

**【アンケートでの意見】**

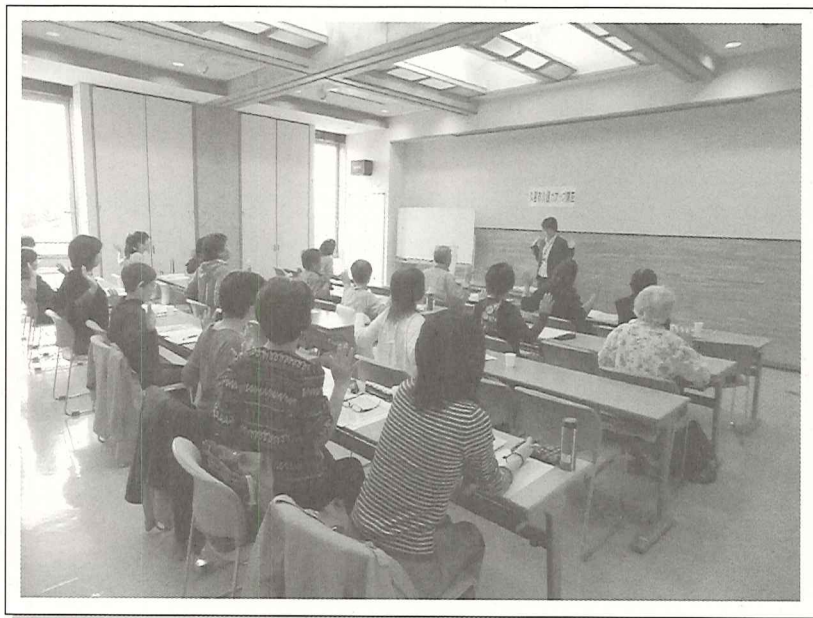
- ・困ったとき、どこに相談していいかわからない。
- ・困ったときに気軽に相談できる窓口、人、場所を増やすこと。
- ・手続きが煩雑でわからない。
- ・福祉委員などが訪問して手続きを支援する。
- ・福祉委員の増員（育成）が必要。
- ・障がい児等の専門知識を有した職員の配置。
- ・人材育成に力を入れる。



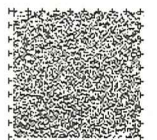


【ワークショップでの意見】

- ・ 民生委員から、どこにつないだら良いかの対応マニュアルやどこに連絡したらよいかの連絡先が知りたい。
- ・ なんでも相談できる窓口があるとよい。
- ・ ケアマネジャーは、区長・民生委員など地域の人と連携し、情報交換や助け合っていったらよい。
- ・ 民生委員さんに相談できるという周知がほしい。



介護力アップ講座



## 《地域の取り組み》

- ☆日頃からコミュニケーションを深め、さまざまな情報を交換しましょう。
- ☆そして、困ったときの相談窓口など役立つ情報を共有できるようにしましょう。
- ☆困ったときにはお互いさまと、誰かに相談でき、助けを求められるようにしましょう。
- ☆地域だけでは対応できない相談は、市や社協など、専門相談窓口を設置する関係機関へつなぐようにしましょう。

## 《社会福祉協議会の取り組み(施策・事業)》

### ① 地域総合相談窓口の充実

身近な地域で、誰もが相談しやすいような気軽な相談体制の充実に努め、多様化するニーズにも対応できるよう関係機関との連携を強化します。

### ② 福祉なんでも相談

福祉全般の相談に社会福祉等の専門職が対応する電話相談窓口を設置します。相談の内容によっては、関係機関と連携を図って問題の解決に努めます。

### ③ 相談援助技術の向上

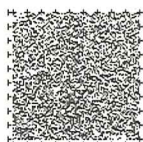
職員のコミュニティソーシャルワーク技術の向上や相談援助技術の向上を図るための内部研修を強化します。また、外部研修にも積極的に参加し、自己研鑽、スキルアップを図ります。

### ④ 福祉サービスを支える人材の確保・育成

新たに資格取得を目指す学生等の現場実習を受け入れ、福祉サービスに従事する人材の育成を図ります。

### ⑤ 福祉サービス情報の収集・提供

福祉サービスや各種制度を周知するため、幅広く情報を収集し、整理した上でわかりやすく提供できるよう努めます。





《市の取り組み(施策・事業)》

〈主な担当課〉

① 専門相談窓口体制の充実・連携

複雑・多様化する福祉ニーズや生活問題に対し、専門的に対応できる相談窓口体制（地域包括支援センター、埼葛北障害者生活支援センター※、地域子育て支援センター、保健センター、社会福祉協議会、担当課窓口）の充実を図ります。

また、地域ケア会議※等を開催し、専門相談窓口が連携して問題の解決に努めます。

〈福祉部関係課・中央保健センター〉

② 専門相談員による訪問相談

地域や家庭を訪問して相談に応じる専門相談員（介護保険相談員※）を配置し、介護保険サービスの利用者からの相談や苦情等に対応するとともに、介護サービスの質の向上に努めます。

〈介護福祉課・総合支所福祉課〉

③ 地域の身近な相談窓口と専門相談窓口との連携

地域の身近な相談窓口として活動する民生委員・児童委員をはじめ地域の支援者と専門相談窓口が連携して、要援護者の見守りや支援に努めます。

〈福祉部関係課・中央保健センター〉

④ 職員研修の充実

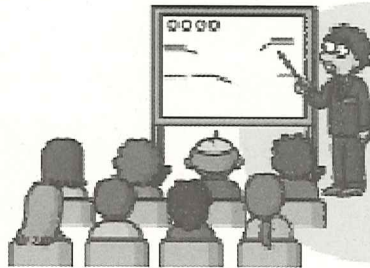
外部研修への参加や派遣を通じて専門職としての資質の向上を図るほか、面接や電話の対応など窓口サービスの向上のため職員研修の充実を図り、市民が気軽に相談しやすい環境づくりに努めます。

〈福祉部関係課・中央保健センター・人事課〉



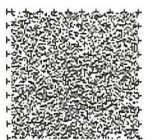
学校で・・・

総合的な学習の  
時間など



地域で・・・

住民向けの講座など



### (3) サービス利用者の権利擁護を進めます

#### 【現状と課題】

- 介護保険制度や障害者自立支援制度※は、利用者自らが福祉サービスを選択できるようになりましたが、「福祉サービスを選び、決定すること」が困難な方への支援も合わせて充実していかなければなりません。
- 現在、社会福祉協議会が窓口となり、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力に不安のある方に対して、福祉サービスの情報提供、相談・助言、日常的な金銭管理サービスなどを行う日常生活自立支援事業※を実施しています。市では、成年後見の申立てを行う親族がいない方などに対し、成年後見制度利用支援事業※を実施しています。
- まだ、これらの権利擁護※に関する制度は、学習の機会や周知が少ない状況にあります。福祉サービス提供者はもとより、利用者やその家族、一般市民等の理解を深めるため広報活動の充実が必要です。また、自らサービスを選択して積極的に申し込むことが困難な福祉サービス利用者には、地域において高齢者や障がい者等の相談支援活動を担っている民生委員・児童委員や地域包括支援センター、介護支援専門員（ケアマネジャー）、障がい者相談員※などが連携して権利擁護に関する制度につなげることが重要です。
- また、福祉サービス利用者にとっては、直接福祉サービス事業者に苦情等を伝えるにくいことや、どこに相談したらよいかわからない状況があります。これからも福祉サービスに対する相談や苦情窓口を周知し、的確に対応できるようにしていく必要があります。
- 現在、健康福祉サービス※に関する苦情は、福祉サービス事業者が苦情解決の窓口を設置するなど適切な苦情の解決に努めています。また、市では、福祉担当課等に寄せられた苦情等は内容を確認し、福祉サービス事業者に直接伝え、改善等を求めているほか、福祉オンブズパーソン※を設置し、苦情処理体制の充実を図っています。





### 《地域の取り組み》

- ☆高齢者や障がいのある方に対して理解を深めるための学習会を開くなど、誤解や偏見のない地域社会をつくりましょう。
- ☆自ら“困っている”ことを発信できにくい方が心配されるような状況に気づいたとき、民生委員・児童委員をはじめ、市や社会福祉協議会等の相談窓口につなげて、住民一人ひとりの権利擁護に努めましょう。

### 《社会福祉協議会の取り組み(施策・事業)》

#### ① 福祉サービス利用援助事業の実施

自己判断能力に不安のある認知症高齢者や障がい者等の権利を擁護するため、福祉サービスの利用手続きや定期的な訪問による見守り、日常生活上の助言や金銭管理等を行うとともに、本人を支える関係機関や市との連携を図ります。

#### ② 権利擁護に関する制度の広報活動の充実

権利擁護に関する制度や仕組みについて、広報活動を行い、市民や福祉サービス事業者などの理解を深めます。

#### ③ 福祉サービスに対する苦情窓口の設置・早期解決

福祉サービスに対する苦情の早期解決を目指すため、組織内に苦情窓口を設置し、第三者委員の評価を定期的に受けるとともに、苦情の発生を未然に防ぐための対策を行っていきます。

#### ④ 地域包括支援センターでの総合相談の充実

高齢者虐待をはじめとする複雑かつ困難な生活状況におかれている方の権利を守るため、福祉サービス事業所や民生委員・児童委員など地域福祉関係者、市と連携を図りながら、迅速に対応していきます。



① 権利擁護事業の利用支援・周知

社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用者に対して費用の一部を助成します。また、成年後見の申立てを行う親族がいない方などに対し、市長申立てを行い、申立て等の経費を支援する成年後見制度利用支援事業を実施します。

これらの制度やサービスについて、広報くきや出前講座等で周知を図ります。

＜介護福祉課・障がい者福祉課＞

② 苦情処理体制の充実

健康福祉サービスに関する苦情については、サービスの担当課や事業者が適切に対応するとともに、内容によっては第三者機関につなげるなど利用者の権利を守り、より一層のサービスの充実を図ります。

＜福祉部及び健康増進部関係課＞

③ 福祉オンブズパーソンの設置及び周知

健康福祉サービスに関する利用者からの苦情に対し、公正かつ中立な立場で適切に対処する、福祉オンブズパーソンを設置し、その役割を周知します。

＜社会福祉課・総合支所福祉課＞







**重点  
施策**

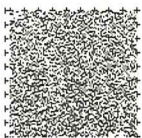
**(4) 孤立しがちな生活困窮者の自立を支援します**

**【現状と課題】**

- 近年の厳しい社会経済情勢の下、職と住まいを失った方や頼りにする身寄りがなく、貧困、生活困窮の状況に陥り、地域社会から孤立を余儀なくされる方が増えています。本市においても生活保護受給者が増加傾向にあります。今後も、生活保護制度の適正な実施と自立支援を進めるため、要保護者等の相談支援体制の充実に努める必要があります。
- 社会福祉協議会では、生活困窮者や低所得者が自立できるよう支援するとともに、福祉制度の谷間にあって制度の支援を受けられない方の生活を支援しています。
- 今後も、高齢者や障がい者、子育て世帯等が経済的理由などから、必要とする健康福祉サービスを受けられなかったり利用を差し控えたりして、地域から孤立していくことがないよう、低所得者に配慮したサービスの提供と充実に努めていく必要があります。

**【アンケートでの意見】**

- ・ 本当に困っている人は有料の福祉を利用することは大変と思う。
- ・ 福祉を受ける側としてお金がかかることへの不安がある。
- ・ 生活保護を受けている方にもボランティア活動による生きる喜びを。
- ・ 生活福祉資金貸付制度のPRを。





### 《地域の取り組み》

- ☆制度や公的福祉サービスの内容について、理解を深めるための学習会などを開きましょう。学習会などの機会に、市や社協の出前講座※を活用しましょう。
- ☆地域で孤立しがちな方がいましたら、ふれあい・いきいきサロンや子育てサロンなど、交流の場を紹介しましょう。
- ☆地域に心配な方がいたら、民生委員・児童委員をはじめ、市や社会福祉協議会等の相談窓口を紹介しましょう。

### 《社会福祉協議会の取り組み(施策・事業)》

① 低所得者等への生活福祉資金の貸付
低所得者等生活に困窮する方の自立した生活を支援するため相談に応じ、一時的に生活資金の貸し付けを行います。
② 福祉制度の谷間にある要支援者への支援
様々な制度の谷間にあり、生活上の困りごとを抱えている方に対し、地域住民や多職種による福祉ネットワークの形成や社会資源の開発等を行い、支援します。
③ 歳末支え合い一時金事業の実施
歳末たすけあい募金の一環として、地域の方々からの募金を財源に、支援を必要とする方に配分します。
④ 生活保護担当者との連絡会の開催
生活困窮者への対応や生活保護世帯で生活問題を抱えている方の支援について、市の生活保護担当者との連携を図るため連絡会を開催します。
⑤ 総合相談・相談支援体制の充実
生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別相談、地域の福祉課題に関する相談に対応し、相談者の不安を和らげます。



① 生活保護制度の適正実施

低所得者世帯の経済的負担を軽減し、生活の安定を図るため、生活保護対象世帯の的確な実態把握に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を推進します。また、生活保護受給者世帯の自立に向け、相談・指導体制の充実を図ります。

〈社会福祉課・総合支所福祉課〉

② 住宅・生活支援対策事業の実施

生活の安定を図るため、離職者であって就労能力及び就労意欲があり、そのうち住宅を喪失又は喪失するおそれのある方に対し、住宅手当を支給します。

〈社会福祉課・総合支所福祉課〉

③ 低所得者等の自立生活の支援

福祉・保健・医療等健康福祉サービスの適正な運用と要支援者に対する給付を行い、低所得者等の自立した生活を支援します。

〈福祉部及び健康増進部関係課〉

④ 低所得者等の利用者負担の軽減

健康福祉サービスを提供するにあたっては、低所得者等に配慮し、利用者負担の軽減を図ります。

〈福祉部及び健康増進部関係課〉

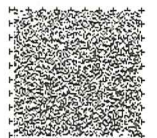




## 目標値

市民との協働により地域福祉を推進するため、本計画に盛り込んだ施策について「目標値」を掲げ、市民参加のもと計画の進行管理を行います。

目標値の名称	単位	平成22年度 (現状値)	平成26年度 (中間目標値)	平成28年度 (目標値)	担当課
福祉に関する出前講座 開催数	回	8	15	20	社会福祉課 関係課
福祉教育（福祉のまちづ くり講座）の開催数	回	51	充実	充実	社会福祉協議会
ボランティア体験 参加者数	人	220	240	260	社会福祉協議会
地区コミュニティ協議会 の組織数	団体	5	□	□	自治振興課
ふれあい・いきいきサロ ン開設数	か所	21	30	35	社会福祉協議会
市民活動推進基金・福祉 基金を利用した市民活動 団体数 ※現状値は平成 23年度実績	団体	8	□	□	自治振興課 社会福祉課
ボランティアグループ 登録数	団体	72	77	82	社会福祉協議会
くき元気サービスの 協力会員数 ※現状値はH23年11月 末現在	人	80	100	150	社会福祉協議会
コミュニティソーシャル ワーカーの配置	人	5	充実	充実	社会福祉課他 社会福祉協議会
（仮称） 地域福祉懇談会の開催数	回	0	充実	充実	社会福祉協議会



目標値の名称	単位	平成22年度 (現状値)	平成26年度 (中間目標値)	平成28年度 (目標値)	担当課
自主防災組織の組織率	%	45	62	64	消防防災課
要援護者見守り支援事業 登録者数	人	3,478	4,600	4,700	社会福祉課
認知症サポーター養成講 座受講者数	人	2,224	8,000	11,000	介護福祉課 社会福祉協議会
介護予防ボランティア (はつらつリーダー) 登録者数	人	35	65	85	介護福祉課
子どもレディース110 番の家相談員数 (1戸あたり1人)	人	1,124	□	□	生活安全課
新たな公共交通システムの 導入	導入	検討	導入	□	企画政策課
民間事業者が運行する路 線バスの超低床ノンステ ップバスの導入率	%	42.5	□	□	企画政策課
(仮称) 福祉出前相談会開催数	回	0	2	3	社会福祉協議会・ 地域包括支援セン ターほか
福祉なんでも相談 利用件数	件	60	70	80	社会福祉協議会
日常生活自立支援事業 利用者数	人	32	□	□	社会福祉協議会
生活保護から自立した 世帯数	世帯	37	□	□	社会福祉課
生活一時困窮者福祉基金 (1万円の範囲)の 貸付件数	件	192	継続	継続	社会福祉協議会

